福岡広域都市計画地区計画の変更
（宗像市決定）

公園通り地区地区計画

位 置 図

N

法第17条縦覧

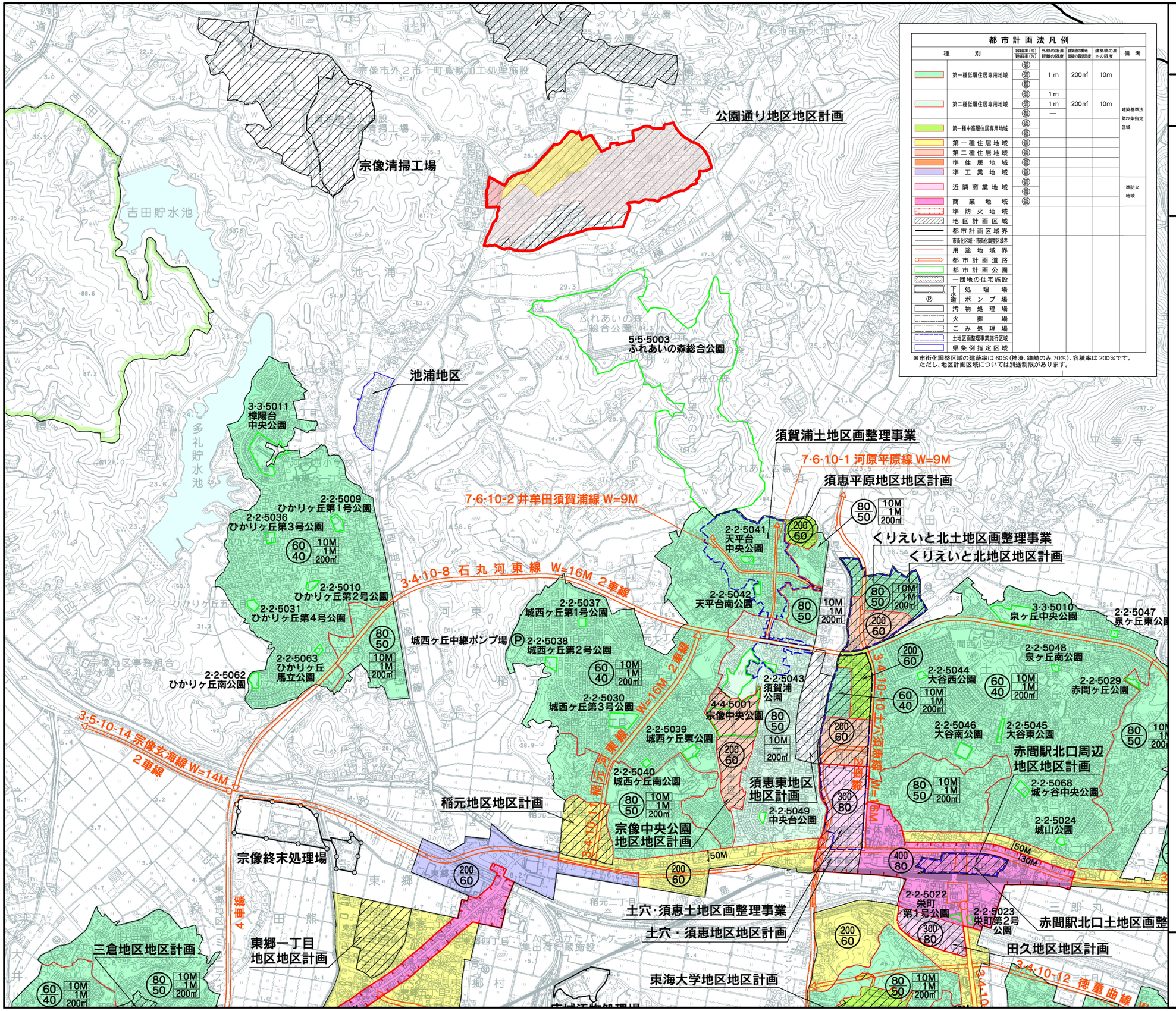

都 市 計 画 法 凡 例

種別		容積率(%) 建蔽率(%)	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
	第一種低層住居専用地域	㉚ ㊵ ㊿	1 m	200㎡	10m	建築基準法第22条指定区域
	第二種低層住居専用地域	㉚ ㊵ ㊿	1 m 1 m —	200㎡	10m	
	第一種中高層住居専用地域	㉚ ㊿				
	第一種住居地域	㉚				
	第二種住居地域	㉚				
	準住居地域	㉚				
	準工業地域	㉚				
	近隣商業地域	㉚ ㊿				準防火地域
	商業地域	㉚				
	準防火地域					
	地区計画区域					
	都市計画区域界					
	市街化区域・市街化調整区域界					
	用途地域界					
	都市計画道路					
	都市計画公園					
	一団地の住宅施設					
	下水道 処理場					
Ⓟ	下水道 ポンプ場					
	汚物処理場					
	火葬場					
	ごみ処理場					
	土地区画整理事業施行区域					
	県条例指定区域					

※市街化調整区域の建蔽率は 60％（神湊、鐘崎のみ 70％）、容積率は 200％です。
ただし、地区計画区域については別途制限があります。

凡 例

- 地区計画区域（変更）
- 低層住宅地区A
- 低層住宅地区B
- 低層住宅地区C
- 医療・福祉施設地区

S=1:12,000

0 100 500 1000m